

町内会や学校で

バス を使おう!



島根県が貸切バス運賃の3分の2を補填しますので、

利用者は **1契約あたり 上限20万円まで**
3分の1の負担で借上げ可能

高速代、駐車場代、消費税額等は補助対象外

対象となる移動

- 県内の異なる市町村を出発・目的地(例:出雲～浜田)とする貸切バスの運行。
(隠岐地区は、同一市町村内の移動でも対象となります。県外が目的地に含まれる場合は対象外です。)
- 県内旅行だけでなく、視察・研修、遠足、冠婚葬祭、各種イベント参加等にもご利用いただけます。
- 利用申込者は島根県民の方に限ります。
- 乗車定員11名以上のバスが対象です。

〈注意事項〉

- 2020年7月1日(火)以降に出发し、当面9月30日(火)*までの帰着分を対象とします。
*対象期間については県交通対策課ホームページでお知らせします。
- 原則として、土日祝日を除く利用の3日前に申請書が県に届くよう、早めにご相談ください。

同時開催

「#再発見しまね」をつけてSNSに投稿しよう!

あなたが見つけた島根のお勧め観光地やグルメ、ステキな風景を、「#再発見しまね」をつけてSNSに投稿すると、抽選で島根の特産品をプレゼント

詳しくはWEBへ <https://www.yourshimane.jp/>



お問い合わせ先 島根県交通対策課

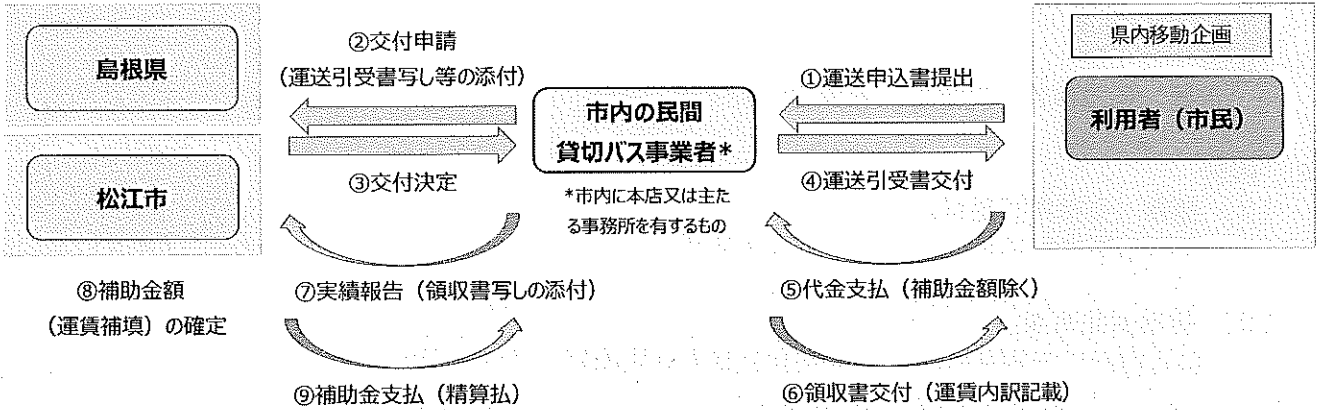
☎0852-22-5099

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus_shien.html

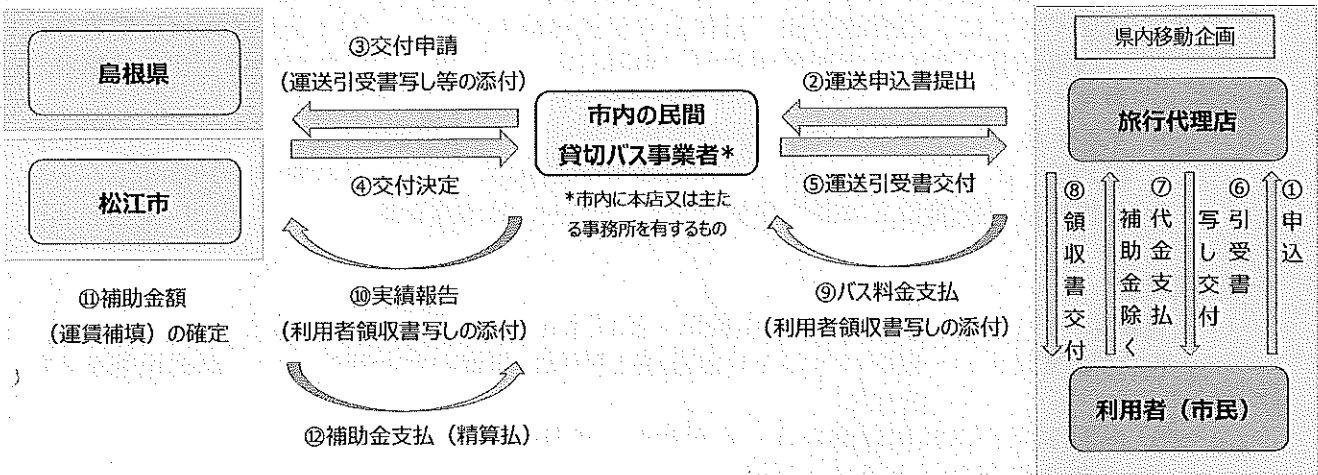
3. 事業イメージ図

県と市に対して、各々以下のフローで補助金申請等を行います。

＜貸切バス＞



＜旅行代理店仲介型貸切バス＞



【お問合せ先】

○松江市歴史まちづくり部
 交通政策課 (担当: 佐藤・小谷)
 〒690-8540
 松江市末次町 86 番地
 TEL: 0852-55-5209 FAX: 0852-55-5915
 E-Mail: kotsu@city.matsue.lg.jp